

障がい福祉課のサービスをご利用の皆様へ

障がい福祉課
☎973-54502

平成26年4月から制度が変更になります。

**障害児通所支援の負担額が変更
(多子減算措置)されます**

対象となるのは障害児通所支援のうち児童発達支援、医療型児童発達支援、保育所等訪問支援をご利用の方で対象児童の兄または、姉が保育所または、幼稚園に通園している場合です。

**重度訪問介護サービスの対象
範囲が広がります**

これまで対象だった重度の身体障がい者に加え、重度の知的障がい又は精神障がいのある方で、常時介護が必要な方も対象となります。

※うるま市職員等による認定調査や医師の意見書等により対象となるかを決定いたします。

**地域移行支援の対象範囲が
広がります**

- ① 救護施設又は更生施設に入所している障がい者
- ② 刑事施設又は少年院に收容されている障がい者
- ③ 更生保護施設に收容されている障がい者

①～③に該当する障がい者が対象となります。詳しくは窓口でご相談ください。

**サービス量を決定する区分の
認定方法が変わります**

これまでサービスの支給量を決定するために使用されていた程度区分が支援区分へと変更されます。

知的障がい者、精神障がい者の方たちにもサービス量を適切に提供できるように評価方法が変更されます。

**サービス等利用計画の作成に
ついて**

障害福祉サービス並びに障害児通所支援をご利用の方の方に対して平成27年4月から「サービス等利用計画・障害児支援利用計画」の作成が必須となります。計画の作成はうるま市指定の事業所(下表)が行いますので、サービス申請の際にうるま市障がい福祉課支援係にご相談ください。

※計画作成で適正なサービス利用をサポートします。



事業所名	者	児	電話 / ファックス
障がい者生活支援センターみはら	○		965-3850 / 965-3372
うるま市地域生活支援センターあいあい	○	○	979-0555 / 974-5306
特定相談支援事業所あやはし	○		978-1280 / 978-1288
指定相談支援事業所なごみ	○	○	972-6029 / 972-6029
相談支援センター石川学院	○	○	964-2286 / 964-5055
相談支援センターハルモニア	○	○	973-0502 / 973-0502
相談支援事業所あさひの家	○		090-9781-5665/989-6606
サポートセンターアジュテ	○	○	989-6447 / 989-6447
障がい者相談支援事業所「南天」	○	○	965-0885 / 965-5931
相談支援事業所せいはい	○		973-2000 / 974-5169

介護タクシーチケット交付事業 のご案内

平成26年4月以降も引き続き介護タクシーチケットを交付します。対象となるのは身体障害者手帳(1～4級)をお持ちで常時車椅子をご利用されている方です。

手続きには次のものが必要となります。

- ①身体障害者手帳 ②身体障害者手帳をお持ちの方の印鑑(認印可)

特別障害者手当等の手当額 改定について

在宅の重度障がい者(児)に対し、その著しく重度の障がいによって生ずる特別な負担の軽減を図る一助として手当を支給することにより、重度障がい者(児)福祉の向上を図ることを目的としています。

手当額については平成26年4月より下表のように変更になります。

	平成25年度	平成26年度
特別障害者手当	26,080円	26,000円
障害児福祉手当	14,180円	14,140円
経過的福祉手当	14,180円	14,140円